

路上を活用した中心市街地の賑わいづくり

新型コロナウイルス感染症の影響を受ける商店街において、路上を活用して「3密」の回避を行うなど、「新しい生活様式」の定着に対応した賑わいづくりが取り組まれています

- 1 実施主体：市内の商店街振興組合
- 2 実施期間：2020年11月30日までの間で、商店街が期間を定め実施
- 3 実施内容：安全な通行の確保を前提として、店舗前の道路に机や椅子を設置し、「3密」を回避して飲食を楽しんでもらえるよう賑わいづくりを行う



※この取組は、飲食店等を支援するための緊急措置として、道路法に基づく道路占用許可基準が暫定的に緩和されたことによるものです

2020年6月

国の道路占用許可基準緩和

2020年7月
福山市スタート

市道の道路占用許可基準緩和

2020年11月末
までの暫定措置

中心市街地で広がる取組

7月～

福山駅前商店会

8月21日開始

福山船町宝船会商店街

※福山本通商店街、福山久松通商店街でも開始予定

<今後の予定>

駅前周辺において、歩行者利便増進道路制度（通称「ほこみち」）の活用を検討中